長浜市放置自転車等移動・保管公告

長浜市自転車等放置の防止に関する条例（平成18年長浜市条例第82号）第１１条第２項の規定により、次のとおり自転車を移動し保管しましたので、同条例第１２条第１項の規定により公告します。

令和８年１０月６日

長浜市長　浅見　宣義

１　移動理由
「長浜市自転車等放置の防止に関する条例」に規定する放置禁止区域のため

２　移動区域
自転車等放置禁止区域(長浜駅周辺)

３　移動日
令和８年１０月６日

４　保管期間
公告日から２か月(利用者等が特定できない場合は３か月)

５　保管場所
滋賀県長浜市小堀町３７５－１

６　返還日時
平日(年末年始・祝日除く月曜日から金曜日)の午前９時から午後４時４５分まで

７　返還手続
長浜市役所本庁舎３階 市民活躍課
(身分証明書等と移動保管料の納付が必要となります)

８　引取りのない場合の措置
保管期間が過ぎた時点で、順次処分を行います

９　連絡先
長浜市 市民協働部 市民活躍課 ０７４９－６５－８７１１

080006





C836574



S5WC03374

０８０００７





C８３６７７７



S6WA02601